

旭川市総合体育館使用料

(単位:円)

● 専用使用料

使用区分		時間区分		午前	午後	夜間	全日	早朝・深夜等 (1時間)	
				9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00		
主競技場	アマチュア スポーツ	入場料を徴 収しない	幼・小中高生	3,960	5,280	3,960	15,840	1,320	
			大学・一般	5,250	7,000	5,250	21,000	1,750	
		入場料を徴 収する	幼・小中高生	13,230	17,640	13,230	52,920	4,410	
			大学・一般	18,480	24,640	18,480	73,920	6,160	
	その他の 催物	入場料を徴 収しない	非営利	31,710	42,280	31,710	126,840	10,570	
			営利目的	79,380	105,840	79,380	317,520	26,460	
		入場料を徴 収する	非営利	52,920	70,560	52,920	211,680	17,640	
			営利目的	132,300	176,400	132,300	529,200	44,100	
第1体育室	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない		900	1,200	900	3,600	300	
		入場料を徴収する		1,260	1,680	1,260	5,040	420	
	その他の 催物	入場料を徴 収しない	非営利	2,160	2,880	2,160	8,640	720	
			営利目的	5,400	7,200	5,400	21,600	1,800	
		入場料を徴 収する	非営利	3,600	4,800	3,600	14,400	1,200	
			営利目的	9,000	12,000	9,000	36,000	3,000	
	第2体育室	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない		3,360	4,480	3,360	13,440	1,120
			入場料を徴収する		4,680	6,240	4,680	18,720	1,560
その他の 催物		入場料を徴 収しない	非営利	8,040	10,720	8,040	32,160	2,680	
			営利目的	20,160	26,880	20,160	80,640	6,720	
		入場料を徴 収する	非営利	13,440	17,920	13,440	53,760	4,480	
			営利目的	33,600	44,800	33,600	134,400	11,200	
第3体育室		アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない		1,470	1,960	1,470	5,880	490
			入場料を徴収する		2,040	2,720	2,040	8,160	680
	その他の 催物	入場料を徴 収しない	非営利	3,510	4,680	3,510	14,040	1,170	
			営利目的	8,820	11,760	8,820	35,280	2,940	
		入場料を徴 収する	非営利	5,880	7,840	5,880	23,520	1,960	
			営利目的	14,700	19,600	14,700	58,800	4,900	
	第4体育室	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない		2,430	3,240	2,430	9,720	810
			入場料を徴収する		3,390	4,520	3,390	13,560	1,130
その他の 催物		入場料を徴 収しない	非営利	5,820	7,760	5,820	23,280	1,940	
			営利目的	14,580	19,440	14,580	58,320	4,860	
		入場料を徴 収する	非営利	9,720	12,960	9,720	38,880	3,240	
			営利目的	24,300	32,400	24,300	97,200	8,100	
トレーニング室				2,430	3,240	2,430	9,720	810	

● 個人使用料

	午前	午後	夜間	回数券(6回分)	1月券	3月券
高校生	150	150	150	750	1,200	3,000
大学生・一般	220	220	220	1,100	1,760	4,400

備 考

- ・「幼・小・中・高生」の「高生」及び「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における主競技場又は体育室の専用使用の使用料は、当該使用料の2割に相当する額を加算した額とする。
- ・使用面積が2分の1又は3分の1の場合の使用料は、当該使用料の2分の1又は3分の1の額とする。
- ・11月1日から翌年4月30日までの期間における専用使用は、当該使用料の5割に相当する暖房料を徴収する。
- ・備付物品以外の電気器具を使用したときは、電気料の実費を徴収する。
- ・その他の催物に使用する場合は会場管理及び清掃に要する経費は、使用者の負担とする。
- ・使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- ・その他の催物に使用する範囲は、プロスポーツ及び社会教育的又は公益的な集会に限るものとする。
- ・使用料の計算において、10円未満の金額が生じた場合は、切り捨てるものとする。